

## 「消費税の軽減税率制度に関する申告書等の様式の制定について」（法令解釈通達）新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>1 消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書 消費税法（以下「法」という。）第43条《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》、第45条《課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての確定申告》又は第46条《還付を受けるための申告》並びに地方税法附則第9条の5《譲渡割の申告の特例》に規定する申告書は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の様式により提出する。</p> <p>(1)・(2) （省略）</p> <p><u>(注) 所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）（以下「改正法」という。）附則第51条の2第1項《適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置》の規定の適用を受ける場合、簡易課税制度を選択している事業者については、(2)の様式、それ以外の事業者については、(1)の様式により提出する。</u></p> <p><u>なお、法第43条の申告においては、改正法附則第51条の2第1項の規定の適用を受けることができないことに留意する（以下2において同じ。）。</u></p> <p>2 法第43条第4項、第45条第6項又は第46条第3項に規定する申告書に添付することとされている書類は、次に掲げる申告書の区分に応じ、それぞれ次の様式に記載して提出する。</p> <p>(1)・(2) （省略）</p> <p>(注) 申告に係る課税期間中又は中間申告対象期間中に地方税法等の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）附則第5条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に</p>	<p>1 消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書 消費税法（以下「法」という。）第43条《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》、第45条《課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての確定申告》又は第46条《還付を受けるための申告》並びに地方税法附則第9条の5《譲渡割の申告の特例》に規定する申告書は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の様式により提出する。</p> <p>(1)・(2) （同左）</p> <p>2 法第43条第3項、第45条第5項又は第46条第3項に規定する申告書に添付することとされている書類は、次に掲げる申告書の区分に応じ、それぞれ次の様式に記載して提出する。</p> <p>(1)・(2) （同左）</p> <p>(注) 申告に係る課税期間中又は中間申告対象期間中に地方税法等の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）附則第5条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に</p>

改正後	改正前
<p>規定する「経過措置対象課税仕入れ等」、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）附則第4条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「経過措置対象課税仕入れ等」又は同法附則第10条第2項に規定する「元年経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「元年経過措置対象課税仕入れ等」がある場合には、(1)及び(2)の様式に代えて、<u>次の1又は2</u>に掲げる申告書の区分に応じ、<u>次の1又は2</u>の様式に記載して提出する。</p> <p><u>また、改正法附則第51条の2第1項の規定の適用を受ける場合には、(1)及び(2)の様式に代えて、次の3の様式に記載して提出する。</u></p> <p>1・2 （省略）</p> <p><u>3 第4-13号様式の「付表6 税率別消費税額計算表〔小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置を適用する課税期間用〕(特別)」</u></p> <p>3 消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第148号）附則第16条第1項《課税標準の計算等に関する経過措置及び課税仕入れ等に関する経過措置の適用に関する手続》に規定する申告書に添付することとされている書類は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の様式に記載して提出する。</p> <p>(1) <u>改正法附則第38条第1項《元年輕減対象資産の譲渡等を行う中小事業者の課税標準の計算等に関する経過措置》の規定の適用を受ける場合</u></p> <p>第5-(1)号様式の「課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔軽減売上割合（10営業日）を使用する課税期間用〕（売上区分用）」</p>	<p>規定する「経過措置対象課税仕入れ等」、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）附則第4条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「経過措置対象課税仕入れ等」又は同法附則第10条第2項に規定する「元年経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「元年経過措置対象課税仕入れ等」がある場合には、(1)及び(2)の様式に代えて、<u>次に掲げる申告書の区分に応じ、それぞれ次の様式に記載して提出する。</u></p> <p>1・2 （同左）</p> <p>3 消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第148号）附則第16条第1項《課税標準の計算等に関する経過措置及び課税仕入れ等に関する経過措置の適用に関する手続》に規定する申告書に添付することとされている書類は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の様式に記載して提出する。</p> <p>(1) <u>所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）（以下「改正法」という。）附則第38条第1項《元年輕減対象資産の譲渡等を行う中小事業者の課税標準の計算等に関する経過措置》の規定の適用を受ける場合</u></p> <p>第5-(1)号様式の「課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔軽減売上割合（10営業日）を使用する課税期間用〕（売上区分用）」</p>

改正後	改正前
(2) (省略)	(2) (同左)

改正後

改正前

第3-(1)号様式

第3-(1)号様式

納税地 (フリガナ) 名称又は屋号, 個人番号又は法人番号, (フリガナ) 代表者氏名又は氏名

納税地 (フリガナ) 名称又は屋号, 個人番号又は法人番号, (フリガナ) 代表者氏名又は氏名

第一表 令和五年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

第一表 令和元年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

課税期間分の消費税及び地方消費税の( )申告書

課税期間分の消費税及び地方消費税の( )申告書

この申告書による消費税の税額の計算, 課税標準額, 消費税額, 控除過大調整税額, 控除対象仕入税額, 戻還等対応に係る税額, 貸倒れに係る税額, 控除税額小計, 控除不足還付税額, 差引税額, 中間納付税額, 納付税額, 中間納付還付税額, 既確定税額, 差引納付税額, 課税資産の譲渡等の対価の税額, 課税売上高の対価の税額, この申告書による地方消費税の税額の計算, 控除不足還付税額, 差引税額, 還付額, 納税額, 中間納付課税割額, 納付課税割額, 中間納付還付課税割額, 既確定課税割額, 差引納付課税割額, 消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額

この申告書による消費税の税額の計算, 課税標準額, 消費税額, 控除過大調整税額, 控除対象仕入税額, 戻還等対応に係る税額, 貸倒れに係る税額, 控除税額小計, 控除不足還付税額, 差引税額, 中間納付税額, 納付税額, 中間納付還付税額, 既確定税額, 差引納付税額, 課税資産の譲渡等の対価の税額, 課税売上高の対価の税額, この申告書による地方消費税の税額の計算, 控除不足還付税額, 差引税額, 還付額, 納税額, 中間納付課税割額, 納付課税割額, 中間納付還付課税割額, 既確定課税割額, 差引納付課税割額, 消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額

※この申告書(第一表)に申告する(1)・修正申告の場合(2)は(1)と(2)の差額を記入してください。

※この申告書(第一表)に申告する(1)・修正申告の場合(2)は(1)と(2)の差額を記入してください。

改正後

改正前

第3-③号様式

納税地 (フリガナ) 名称又は屋号 個人番号又は法人番号 (フリガナ) 代表者氏名又は氏名

※ (個人の方) 振替継続希望 申告年月日 申告区分 指導等 庁指定 局指定 通信日付印 確認 個人番号カード通知カード・運転免許証その他 身元確認

第一表

令和五年十月一日以後終了課税期間分(簡易課税用)

平成 年 月 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の( )申告書 中間申告 平成 年 月 日 以後終了課税期間分(簡易課税用) 至 令和 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算 課税標準額 消費税額 貨物回収に係る消費税額 控除対象仕入税額 税貨倒れに係る税額 中間納付税額

付記事項 割賦基準の適用 延払基準等の適用 工事進行基準の適用 現金主義会計の適用 課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用

この申告書による地方消費税の税額の計算 控除不足還付税額 差引税額 還付額 納税額 中間納付譲渡割額 納付譲渡割額 中間納付還付譲渡割額 既確定税額 差引納付税額

この申告書による地方消費税の税額の計算 控除不足還付税額 差引税額 還付額 納税額 中間納付譲渡割額 納付譲渡割額 中間納付還付譲渡割額 既確定税額 差引納付税額

消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額

消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額

※(1)+(2)-(3)+(4)+(5)・修正申告の場合※(1)+(5) ※が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

※(1)+(2)-(3)+(4)+(5)・修正申告の場合※(1)+(5) ※が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

第3-③号様式

納税地 (フリガナ) 名称又は屋号 個人番号又は法人番号 (フリガナ) 代表者氏名又は氏名

※ 一連番号 申告年月日 申告区分 指導等 庁指定 局指定 通信日付印 確認 個人番号カード通知カード・運転免許証その他 身元確認

第一表

令和元年十月一日以後終了課税期間分(簡易課税用)

平成 年 月 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の( )申告書 中間申告 平成 年 月 日 以後終了課税期間分(簡易課税用) 至 令和 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算 課税標準額 消費税額 貨物回収に係る消費税額 控除対象仕入税額 税貨倒れに係る税額 中間納付税額

付記事項 割賦基準の適用 延払基準等の適用 工事進行基準の適用 現金主義会計の適用 課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用

この申告書による地方消費税の税額の計算 控除不足還付税額 差引税額 還付額 納税額 中間納付譲渡割額 納付譲渡割額 中間納付還付譲渡割額 既確定税額 差引納付税額

この申告書による地方消費税の税額の計算 控除不足還付税額 差引税額 還付額 納税額 中間納付譲渡割額 納付譲渡割額 中間納付還付譲渡割額 既確定税額 差引納付税額

消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額

消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額

※(1)+(2)-(3)+(4)+(5)・修正申告の場合※(1)+(5) ※が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

※(1)+(2)-(3)+(4)+(5)・修正申告の場合※(1)+(5) ※が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

改正後

改正前

第4-(13)号様式

付表6 税率別消費税額計算表

【小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置を適用する課税期間用】

特別

課税期間	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・	氏名又は名称	
------	---------------	--------	--

I 課税標準額に対する消費税額及び控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

区分	税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合計 C (A+B)
課税資産の譲渡等 の対価の額 ①	※第二表の⑤欄へ	円 ※第二表の⑤欄へ	円 ※第二表の⑤欄へ
課税標準額 ②	①A欄(千円未満切捨て)	①B欄(千円未満切捨て)	※第二表の①欄へ
課税標準額に 対する消費税額 ③	②A欄×6.24/100 ※第二表の⑤欄へ	②B欄×7.8/100 ※第二表の⑤欄へ	※第二表の⑤欄へ
貸倒回収に係る消費税額 ④			※第一表の③欄へ
売上対価の返還等 に係る消費税額 ⑤			※第二表の④、⑤欄へ
控除対象仕入税額の計算 の基礎となる消費税額 (③ + ④ - ⑤)			

II 控除対象仕入税額とみなされる特別控除税額

項目	税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合計 C (A+B)
特別控除税額 (⑥ × 80%) ⑦			※第一表の①欄へ

III 貸倒れに係る税額

項目	税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合計 C (A+B)
貸倒れに係る税額 ⑧			※第一表の③欄へ

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

(R5.10.1以後終了課税期間用)

(新設)

改 正 後

第6-(1)号様式

消費税及び地方消費税の更正の請求書

**税務署受付印**

	※順 号		※整理番号				
令和 年 月 日	納 税 地 (〒 - ) (電話 - - )						
	(フリガナ)						
税務署長	氏 名						
	個 人 番 号						
下記のとおり、国税通則法第23条(消費税法第56条)及び地方税法附則第9条の4の規定により更正の請求をします。							
更正の請求の対象となる納税申告、更正、決定	令和 年 月 日	から	令和 年 月 日	までの課税期間	申告・更正・決定		
更正の請求をする理由、請求をするに至った事情等							
修正申告書提出年月日又は更正決定通知書受理年月日	令和 年 月 日						

(請求額の明細)

	区 分	正 当 と す る 額	
消 費 税 の 税 額 の 計 算	課 税 標 準 額 ①	000円	
	消 費 税 額 ②		
	控 除 過 大 調 整 税 額 ③		
	控 除	控 除 対 象 仕 入 税 額 ④	
		返 還 等 対 価 に 係 る 税 額 ⑤	
		貸 倒 れ に 係 る 税 額 ⑥	
	控 除 税 額 小 計 (④+⑤+⑥) ⑦		
	控 除 不 足 還 付 税 額 (⑦-②-③) ⑧		
	差 引 税 額 (②+③-⑦) ⑨	00	
	中 間 納 付 税 額 ⑩	00	
	納 付 税 額 (⑨-⑩) ⑪	00	
	中 間 納 付 還 付 税 額 (⑩-⑪) ⑫	00	
	こ の 請 求 前 の 既 確 定 税 額 ⑬		
地 方 消 費 税 の 税 額 の 計 算	地方消費税の課税 控 除 不 足 還 付 税 額 ⑭		
	標準となる消費税額 差 引 税 額 ⑮	00	
	譲 渡	還 付 税 額 ⑯	
		納 税 額 ⑰	00
	中 間 納 付 譲 渡 割 額 ⑱ (⑰-⑱)	00	
	納 付 譲 渡 割 額 (⑱-⑲) ⑲	00	
	中 間 納 付 還 付 譲 渡 割 額 (⑲-⑲) ⑳	00	
	こ の 請 求 前 の 既 確 定 譲 渡 割 額 ㉑		

還付される税金の 受 取 場 所	イ 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出 張 所 通協・興協 本所・支所 _____ 預金 口座番号 _____	△ ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 _____	
	ロ 公金受取口座への振込みを希望する場合 <input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する	三 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等 _____	エ 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出 張 所 通協・興協 本所・支所 _____ 預金 口座番号 _____

※ 個人番号(マイナンバー)の記載がない場合は、公金受取口座を利用することができません。

添付書類		税 理 士 署 名	
------	--	--------------	--

※税務署 処理欄	通信 日付印	年 月 日	確 認	番 号 確 認	身 元 確 認 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認 書類 その他( )	備 考
-------------	-----------	-------	-----	------------	---	--------------------	-----

改 正 前

第6-(1)号様式

消費税及び地方消費税の更正の請求書

**税務署受付印**

	※順 号		※整理番号				
令和 年 月 日	納 税 地 (〒 - ) (電話 - - )						
	(フリガナ)						
税務署長	氏 名						
	個 人 番 号						
下記のとおり、国税通則法第23条(消費税法第56条)及び地方税法附則第9条の4の規定により更正の請求をします。							
更正の請求の対象となる納税申告、更正、決定	令和 年 月 日	から	令和 年 月 日	までの課税期間	申告・更正・決定		
更正の請求をする理由、請求をするに至った事情等							
修正申告書提出年月日又は更正決定通知書受理年月日	令和 年 月 日						

(請求額の明細)

	区 分	正 当 と す る 額	
消 費 税 の 税 額 の 計 算	課 税 標 準 額 ①	000円	
	消 費 税 額 ②		
	控 除 過 大 調 整 税 額 ③		
	控 除	控 除 対 象 仕 入 税 額 ④	
		返 還 等 対 価 に 係 る 税 額 ⑤	
		貸 倒 れ に 係 る 税 額 ⑥	
	控 除 税 額 小 計 (④+⑤+⑥) ⑦		
	控 除 不 足 還 付 税 額 (⑦-②-③) ⑧		
	差 引 税 額 (②+③-⑦) ⑨	00	
	中 間 納 付 税 額 ⑩	00	
	納 付 税 額 (⑨-⑩) ⑪	00	
	中 間 納 付 還 付 税 額 (⑩-⑪) ⑫	00	
	こ の 請 求 前 の 既 確 定 税 額 ⑬		
地 方 消 費 税 の 税 額 の 計 算	地方消費税の課税 控 除 不 足 還 付 税 額 ⑭		
	標準となる消費税額 差 引 税 額 ⑮	00	
	譲 渡	還 付 税 額 ⑯	
		納 税 額 ⑰	00
	中 間 納 付 譲 渡 割 額 ⑱ (⑰-⑱)	00	
	納 付 譲 渡 割 額 (⑱-⑲) ⑲	00	
	中 間 納 付 還 付 譲 渡 割 額 (⑲-⑲) ⑳	00	
	こ の 請 求 前 の 既 確 定 譲 渡 割 額 ㉑		

還付される税金の 受 取 場 所	イ 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出 張 所 通協・興協 本所・支所 _____ 預金 口座番号 _____	△ ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 _____	
	ロ 公金受取口座への振込みを希望する場合 <input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する	三 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等 _____	エ 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出 張 所 通協・興協 本所・支所 _____ 預金 口座番号 _____

添付書類		税 理 士 署 名	
------	--	--------------	--

※税務署 処理欄	通信 日付印	年 月 日	確 認	番 号 確 認	身 元 確 認 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認 書類 その他( )	備 考
-------------	-----------	-------	-----	------------	---	--------------------	-----